平成２２年（フ）第８１号
栃木県下野市祇園３丁目２番地３　県営自治医大前住宅　７―44号
債務者　加藤　市男
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８３号
栃木県大田原市南金丸1640番地17　クラベールＢ203、前住所栃木県大田原市大豆田314番地　市有大豆田団地Ｂ棟22号
債務者　添田　順子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８７号
栃木県宇都宮市さつき２丁目６番17号、前住所栃木県宇都宮市兵庫塚３丁目19番13号
債務者　大塚　安朱
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３９７号
北海道釧路郡釧路町遠矢５丁目13番地、住民票上の住所北海道釧路郡釧路町字遠野８番地14
債務者　本間　希美
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１０号
栃木県小山市西城南１丁目９番地１　市営松ケ丘住宅Ｂ棟23号、住民票上の住所栃木県小山市本郷町２丁目７番41号　カースルグリーン501号
債務者　戸田　智紀
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前10時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第２１７号
沖縄県沖縄市高原５丁目16番５号
債務者　玉城とも子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１７号
沖縄県沖縄市泡瀬１丁目25番28号　キャステー泡瀬402
債務者　玉城　正枝
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第５５号
東京都国分寺市東元町２丁目９番７号フォーリス国分寺102
債務者　山下祐次郎
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５号
青森県むつ市緑町18番42号　賀佐アパートＢ号
債務者　澁田　繁子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０号
青森県むつ市金曲１丁目12番30号
債務者　澤畑　兼吉
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１号
青森県むつ市金曲１丁目12番30号
債務者　澤畑　健一
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２号
青森県むつ市金曲１丁目12番30号
債務者　沢畑　隆子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３号
静岡市清水区宍原1061番地
債務者　関　　広美
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０３６号
静岡市葵区瀬名川１丁目21番13号　第２集いコーポ201号
債務者　青木千佳子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６１２号
神奈川県茅ヶ崎市南湖３丁目13番36号　メゾンサウスレークＡ203
債務者　渥美　信幸
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部